

## 大雪地区広域連合介護認定審査会規則

平成 16 年 3 月 29 日

規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、大雪地区広域連合介護保険条例（平成 16 年条例第 1 号）の規定により、大雪地区広域連合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(認定審査会の委員の選任方法)

第 2 条 認定審査会の委員は、東川町、美瑛町及び東神楽町（以下「関係町」という。）から推薦のあった候補者について、広域連合長がこれを任命する。

2 認定審査会の委員に欠員を生じたときは、広域連合長は、速やかに、その旨を関係町長に通知するとともに、前項の例により認定審査会の委員を選任するものとする。

(合議体)

第 3 条 介護保険法施行令（平成 11 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 9 条第 1 項に規定する合議体の数は、4 とする。

2 合議体を構成する委員の定数は、次のとおりとする。

(1) 第 1 合議体 5 人

(2) 第 2 合議体 5 人

(3) 第 3 合議体 5 人

(4) 第 4 合議体 5 人

3 各合議体の招集については、令第 9 条第 2 項に規定する合議体の長が招集する。

(被保険者以外の者の審査判定)

第 4 条 この認定審査会は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 15 条の 2 に規定する介護扶助の支給に関し、生活保護法第 19 条第 4 項に規定する保護の実施機関により、介護保険の被保険者以外の者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 条に規定する被保険者以外の者をいう。）に係る審査及び判定を委託されたときは、これを受託できるものとする。

(補則)

第5条 法令、条例及びこの規則に定めるものを除くほか、認定審査会に  
し必要な事項は、広域連合長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。